

令和2年第10回定例会  
藤崎町教育委員会議事録

日	時	令和2年10月28日(水)	午後1時30分
場	所	常盤生涯学習文化会館	視聴覚室

## 第10回定例会議事日程

1 開 会

2 議事録署名者の指名

3 会期の決定

4 教育委員会議事録の概要

5 報告事項

報告第20号 【専決事項】ふるさとから見守る応援事業実施要綱の一部改正  
について

6 議案事項

議案第29号 藤崎町立学校の通学区域に関する規則の一部改正について

議案第30号 藤崎町就学援助事業実施要綱の一部改正について

議案第31号 藤崎町学校給食食物アレルギー対応マニュアルの一部改正  
について

7 その他

8 閉 会

藤崎町教育委員会

出席者

委員	(1番) 田澤 文雄
委員	(2番) 榊 公子
委員	(3番) 加福 哲三
委員	(4番) 工藤 留美

教育委員会事務局

教育長	羽賀 義易
学務課長	清野 健志
生涯学習課長、常盤生涯学習文化会館・常盤公民館長	佐々木 泰人
学校給食センター所長	清水 裕行

事務局職員

学務課課長補佐	木村 文徳
学務課主幹	長内 真理子

午後1時30分 開会

◎羽賀教育長 ただいまから令和2年第10回藤崎町教育委員会会議を開会いたします。はじめに、藤崎町教育委員会会議規則第26条の規定により、本日の議事録署名者を1番の田澤委員と3番の加福委員にお願いします。

次に、藤崎町教育委員会会議規則第9条の規定により、会期についてお諮りします。会期を令和2年10月28日の一日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 異議無しと認め、会期を令和2年10月28日の一日間とします。

◎羽賀教育長 次に、「令和2年第9回藤崎町教育委員会議事録の概要について」報告をお願いします。

◎木村学務課長補佐（事務局）令和2年第9回藤崎町教育委員会定例会の概要を報告します。令和2年第9回定例会は、令和2年9月29日（火）午後1時30分から常盤生涯学習文化会館視聴覚室において開催されました。欠席された委員はいませんでした。議案事項として、議案第28号「教育財産の取得に係る申出について」が審議され、原案のとおり承認されました。

第9回定例会議事録の概要は、以上であります。

◎羽賀教育長 報告が終わりましたが、ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 無ければ、報告事項に入ります。

報告第20号専決事項「ふるさとから見守る応援事業実施要綱の一部改正について」説明を求めます。

◎木村学務課長補佐（事務局）2ページをお開き下さい。

報告第20号専決事項「ふるさとから見守る応援事業実施要綱の一部改正について」標記について、別紙のとおり報告する。

令和2年10月28日提出 藤崎町教育委員会教育長 羽賀 義易

理由 ふるさとから見守る応援事業実施要綱について、専決により改正したため報告するものであります。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

今回の要綱の改正は、申込期間についてももう少し長くないかとの関係各所から要望があり、検討の結果申込期間の延長をしたものであります。また、定例の委員会へ上程する暇もなかったため、教育長の専決として改正したものであります。

報告第20号については以上であります。

◎羽賀教育長 説明が終わりました。要するに親元を離れて勉学に勤しんでる学生を応援しようという事業で、申込み数が予定より少なかったため申請期間を延長するものです。期間延長後の10月28日現在で11件の申込みがありました。ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 無いようですので、議案審議に入ります。

議案第29号「藤崎町立学校の通学区域に関する規則の一部改正について」議題とします。説明を求めます。

◎木村学務課長補佐（事務局）6ページをお開き下さい。

議案第29号 藤崎町立学校の通学区域に関する規則の一部改正について、標記について、別紙のとおり提出する。

令和2年10月28日提出 藤崎町教育委員会教育長 羽賀 義易

理由 藤崎町立学校の通学区域に関する規則について、所要の文言の修正、様式の追加が必要になったため、改正するものであります。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

8ページをお開き下さい。

藤崎町立学校の通学区域に関する規則の改正案です。

内容としては、学校教育法との整合性を保つための語句の修正や別表中にある行政区の標記の修正が主なものとなります。また10ページ以降は事務に使用する様式の修正と追加となります。

議案第29号については、以上であります。

◎羽賀教育長 説明が終わりました。語句や行政区の標記が一部改正させるという内容となりますが、ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 無いようですので、議案第29号「藤崎町立学校の通学区域に関する規則の一部改正について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

無ければ、議案第29号を原案のとおり承認します。

続いて、議案第30号「藤崎町就学援助事業実施要綱の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。

◎木村学務課長補佐（事務局）18ページをお開き下さい。

議案第30号「藤崎町就学援助事業実施要綱の一部改正について」標記について、別紙のとおり提出する。

令和2年10月28日提出 藤崎町教育委員会教育長 羽賀 義易

理由 藤崎町就学援助事業実施要綱について、規定の追加等が必要になったため、改正するものであります。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

20ページをお開き下さい。

藤崎町就学援助事業実施要綱の改正案です。

内容としては、認定日及び援助を必要としなくなった者の支給期間について明記されているものがないことから、その根拠を設定するものであります。また、新入学児童生徒学用品費について、国の基準に基づき支給額を改定するものであります。

議案第30号については、以上であります。

◎羽賀教育長 説明が終わりました。学務課長から何か補足等ございますか。

◎清野学務課長 就学援助については、国の援助基準が示されておりますが、町は予算の範囲内で援助することになっております。今回、新入学児童生徒学用品費が、国の基準とかなりの差がありましたので、財政局と協議したところ国の基準に合わせ、今年度から支給することになりました。資料をご覧いただくとわかりますが、新入学児童生徒学用品費では、国の基準で小学校は51,060円、藤崎町では20,470円、国の基準で中学校は60,000円、町では23,550円です。予算の範囲内ということではありますが、近隣の弘前市では新入学児童生徒学用品費が20,470円、青森市でも40,000円となっているようです。ただし、前々から議論の対象になっているように新入学児童生徒学用品費の支給額20,470円ではランドセルも購入できないなどという状況もありますので、今年度の2月から国の援助基準に合わせた支給額にするための改正となります。

◎羽賀教育長 学務課長から詳しく補足説明がありました。それに関してご質問等ございますか。

◎田澤委員 支給額が少なく以前から話題に出ておりました。今回、支給額が倍増ということではよかったなと思っております。中学校入学時には、学生服、運動着、教材、バックなど、学生服でも50,000円くらいはかかるので大変よかったと思えました。

◎清野学務課長 参考までに、市町村によっては新入学児童生徒学用品費を支給していないところもございます。

◎羽賀教育長 それぞれの財政状況によって違いがあると思われれます。

◎羽賀教育長 では、ほかにご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 無いようですので、議案第30号「藤崎町就学援助事業実施要綱の一部改正について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

無ければ、議案第30号を原案のとおり承認します。

◎羽賀教育長 続いて、議案第31号「藤崎町学校給食食物アレルギー対応マニュアルの一部改正について」を議題とします。説明を求めます。

◎木村学務課長補佐（事務局）23ページをお開き下さい。

議案第31号「藤崎町学校給食食物アレルギー対応マニュアルの一部改正について」標記について、別紙のとおり提出する。

令和2年10月28日提出 藤崎町教育委員会教育長 羽賀 義易

理由 藤崎町学校給食食物アレルギー対応マニュアルの一部を改正するため提出するものである。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

25ページをお開き下さい

藤崎町学校給食食物アレルギー対応マニュアルの改正案です。

内容としては、当該マニュアルの様式2について、公益財団法人日本学校保健会が作成している様式を準用していますが、当該様式について全面的な改正があったため町のマニュアルについても同様の改正をおこなうものであります。

議案第31号については、以上であります。

◎羽賀教育長 26ページと27ページについての説明でありましたが、様式の改正ということですね。

◎木村学務課長補佐（事務局）26ページ、27ページが表裏になっているものを、1枚もので新しい様式として学校に配っていると思います。

◎清水学校給食センター所長 はい、そうです。

◎清水学校給食センター所長 簡単に説明させてください。今回の改正については、アレルギー疾患の児童生徒に対する取り組みを進めるために、個々の児童生徒に症状等の特徴を正しく把握するための手段として、学校生活管理指導表を今回改正したものであり、この管理指導表については個々の児童生徒についてアレルギー疾患に関する情報を主治医、学校医に記載してもらって、保護者を通じて学校へ提出されるものであり、改正の内容としては、緊急性を要する疾患を裏面から表面の最初の項目にもってきたものであります。いわゆるアナフィラキシーを最初に見やすくしたことと、医師が記載することと、保護者の同意欄をわかりやすく表示したこと、学校生活の留意点を保護者と相談し、決定の文言を管理不要、必

要に変更したものです。アレルギー疾患がある児童生徒等が学校生活において安全、安心なものにするため、学校と保護者の間で正しい知識に基づいた円滑な意思疎通を行うために改正になったものであります。

◎羽賀教育長 これは児童生徒全員に記入してもらうわけではないですね。

◎清水学校給食センター所長 アレルギー疾患のあると思われる児童生徒に書いてもらいます。

◎羽賀教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

◎加福委員 そうすれば、様式の中身の変更はなく、重要性を前にもってきたことと中身の文言が変更になったのですね。

◎清水学校給食センター所長 はい、そうです。

◎羽賀教育長 他に質問等ございますか。

◎羽賀教育長 藤崎町では、アレルギー疾患のある児童生徒からこれらの提出があり、医者の検査の結果があがってきたときには、養護教諭、校長、教頭、学年担任、本人、保護者、栄養士を交えて一人ずつ面談し確認して、エピペン等が必要な場合には保管場所など一つ一つ確認しながら対応しております。このようなアレルギー対応マニュアルの改正ということによろしいでしょうか。

◎羽賀教育長 他にご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 無いようですので、議案第31号「藤崎町学校給食食物アレルギー対応マニュアルの一部改正について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

無ければ、議案第31号を原案のとおり承認します。

以上で、本日の議案審議を終了いたします。

ありがとうございました。



議録作成者

藤崎町教育委員会 学務課

主幹 長内 真理子

閉会時間 午後1時52分

教育長 河賀 義易

1番 田澤 文雄

3番 加福 哲三